

研修の種類	趣旨・目的	実施形式	開催	科目	費用	実行機関	備考
I. 合同研修 1. 判例・先例研究	事実上の法源である判例および登記申請手続における行為規範である先例等を研究し、その成果について発表・報告をすることにより、司法書士全体における法的素養および法的思考能力のさらなる向上を目指す。	・研究発表・研究報告 (外部講師・会員による) ・叢書の発行	・2回	・職務に関する判例 ・上記判例に関する法令、先例、通達	一部会補助	総合研修所 (判例・先例研究室)	
2. 専門研修	憲法、改正法、倫理及び犯罪による収益の移転の防止に関する法律など様々な分野の研修を企画の範疇に置き、その都度、東京司法書士会会員に一番必要な研修を行い、市民のための法律家としての会員の能力及び意識の向上を目的とする。	・セミナー ・講義 ・質疑応答 (外部講師・会員講師による)	・6回以内	・適宜選択	一部会補助	研修部 総合研修所 (専門研修室)	・登記法改正に対応する研修 ・職業倫理研修
II. グループ・個別研修 1. 支部セミナー・支部ブロックセミナー	支部セミナー及び支部ブロックセミナーは、本会主催の研修会を補完し、かつ、会員の研修に対する自主性を涵養することを目的とする。	・セミナー ・講義 ・質疑応答 (外部講師・会員講師による)	・各支部 3回以上 ・支部ブロック会 各1回以上	・法令、先例通達、取扱事例等から随時設定 ・会からの統一テーマ	一部会補助	研修部	
III. 新人研修 1. 新人研修	東京司法書士会新人研修の趣旨及び目的は、東京司法書士会が、東京会に入会予定の新人に対し、司法書士登録を行い司法書士会に入会后司法書士業務を行うことについて、中央研修・ブロック研修の各履修内容を踏まえ、必要な知識と能力を補完・強化することを目的とし、司法書士の職務環境及び業務内容を提示するとともに、会員講師の経験に基づく事例の紹介・検証により、必要な実務能力及び執務姿勢の深化・充実に努めることである。	・講義 ・演習 (会員講師による)	・1期	・司法書士制度 (倫理・綱紀を含む) ・司法書士職務 不動産登記 商業法人登記 成年後見 クレサラ問題 法律相談	一部会補助	総合研修所 (新人研修室)	
2. 配属研修	新人研修修了者に対し、配属事務所の受託事案を題材とする体験実習を行い、会員講師の直接指導により、必要な実務能力及び執務姿勢の深化・充実に努める。	・配属研修 (会員講師による)		(別に定める要綱による。)		研修部	

研修の種類	趣旨・目的	実施形式	開催	科目	費用	実行機関	備考
IV. 裁判実務研修 1. 民事裁判実務研修 I	具体的な事案に基づき、起案をすることを通じて、実務能力の開発向上を目的とする。	・講義 ・演習 (外部講師・会員講師による)	・1期	・通常訴訟手続、簡裁手続、その他	一部会補助	総合研修所 (民事裁判研修室)	
2. 民事裁判実務研修 II	要件事実論・事実認定論及び訴訟物論と実務の架け橋となるような講義を通して、事件処理能力の向上を図ることを目的とする。	・講義 (外部講師による)	・1期	・民事訴訟の基礎理論 ・裁判実務全般	一部会補助	総合研修所 (民事裁判研修室)	
3. 民事裁判実務研修 III	簡裁代理権を取得した会員を対象に、現実に訴訟等代理人としての業務を遂行するために必要な倫理及び法廷・和解技術等の習得を目的とする。	・講義 ・演習 (外部講師・会員講師による)	・1期	・簡裁代理人としての倫理および執務 ・立証を中心とした法廷活動 ・裁判内外における和解技術	一部会補助	総合研修所 (民事裁判研修室)	
4. 刑事裁判実務研修	司法書士は、民事訴訟のみならず告訴・告発についても受託できることが真に市民のニーズに応えることになる。刑法・刑事訴訟法に関する研修を行うことを目的とする。	・講義 (外部講師による)	・1期	・刑事手続全般	一部会補助	総合研修所 (刑事裁判研修室)	
5. クレサラ研修	クレサラ問題は既に社会問題化している。司法書士の法律専門家としての積極的な取り組みを期待されている現在、司法書士の、より高度な知識及び実務能力の涵養と倫理の確立を目的とする。	・講義 ・演習 (外部講師・会員講師による)	・1期	・現状と事例 ・任意整理 ・特定調停 ・民事再生 ・自己破産 ・司法書士倫理	一部会補助	総合研修所 (クレサラ研修室)	
V. 商事法務研修	一昨年施行された、会社法等の一層の理解を図り、商事法務全般の手続きに対応できる能力を身につけ、企業法務の担い手としての専門家となることを目指す。	・講義 (外部講師・会員講師による)	・1期 ・会員向け公開講座2回以内	・株式 ・株主総会 ・役員・役員会 ・企業再編 ・法改正	一部会補助	総合研修所 (商事法務研修室)	
VI. 企業法務研修	近年、中小企業においても、規制改革による自己責任ルールの浸透、コンプライアンスの意識高揚等によって、契約書の作成などの企業法務へのニーズが高まっている。また、従来、中小企業には、契約法務や債権管理を担当する法務部や管理部等の部署がないか、手薄で、これらを担う専門化が求められている。司法書士は、商業登記や不動産登記を通じて、中小企業に身近な存在であるので、これらのニーズに応えるべく、契約法務や債権管理等に関する研修を行い、中小企業の企業法務を担う専門家を養成することを目的とする。	・講義 (外部講師・会員講師による)	・1期 ・会員向け公開講座1回	・契約法務 ・債権担保 ・動産担保 ・債権管理 ・法改正	一部会補助	総合研修所 (企業法務研修室)	

研修の種類	趣旨・目的	実施形式	開催	科目	費用	実行機関	備考
VII. 成年後見研修	司法書士が後見人及び後見監督人の担い手となり、後見実務のレベルを向上させることを目的とし、法律のみならず福祉、医療、行政等の社会制度に習熟し、各種専門家との連携に努めることにより、司法書士執務の幅と奥行きを広げる。	・講義 (外部講師、会員講師による)	・1期	・成年後見全般	リーガルサポート東京支部 全額負担	研修部 企画・運営については、リーガルサポート東京支部へ委嘱	
VIII. 家事・少年事件研修	司法書士は、身近な法律家として、家事問題の相談を受け、また家事審判・調停に関与する機会が、今後ますます増えて来ると思われる。本研修は、これらの要請に応えられるよう、家事・少年事件に関する手続全般についての法令の研鑽、知識・技能の習得を目的とする。	・講義 (外部講師による)	・1期	・家事事件全般 ・少年事件全般	一部会補助	総合研修所 (家事・少年事件研修室)	
IX. 民事保全・執行研修	紛争の最終的満足をはかる国民の期待に応えるために、事前の保全手続、及び本執行手続に関する法令の研鑽、知識・実務の習得を目的とする。	・講義 (外部講師による)	・1期	・民事保全事件全般 ・民事執行事件全般	一部会補助	総合研修所 (民事保全・執行研修室)	
その他 1. 日司連年次制研修	平成16年度の第65回日司連定時総会において承認された日司連会員研修規則の一部改正により、年次制研修を実施する。 実施方法は、平成20年度日司連年次制研修実施計画(案)による。 平成20年4月1日において、以下の登録期間に達する司法書士会会員が受講対象者となる。 ① 満3年(2004年4月1日～2005年3月31日登録) ② 満8年(1999年4月1日～2000年3月31日登録) 及び以後5年を加えた年。 但し、1979年1月1日付の登録者は、登録日でなく、入会日とする。				全額会負担	研修部	